

令和8年度

上田地域クラブにおける
学校施設の使用に関する手引き

上田市地域クラブ活動推進協議会事務局

《 目次 》

・ 地域クラブの皆様へ	1
・ 学校施設の利用について	2
・ 災害発生時の対応について	4
・ 学校体育施設の利用における基本的な遵守事項	4
・ その他学校開放に関する情報	6
・ 学校開放において特に注意していただきたいこと	8

地域クラブの皆様へ

上田市では令和8年度末ですべての部活動を廃止し、令和9年度からは地域クラブとして活動が始まります。それに伴い、上田地域クラブが市内小中学校施設の使用を希望する場合は、学校教育に支障がない範囲で開放し、上田市に認定された地域クラブが優先で使用できるものとします。現在、体育館が19:00から、校庭が18:30から、生涯学習の振興、一般スポーツの推進・振興の一環として、市立小中学校の体育施設を市民に開放していますので、地域クラブが使用する場合はその前の時間までとなります。

本手引きには、学校施設の使用に関わるルールやマナーが掲載されています。利用団体の代表者はもとより、利用者全員がこの手引きの内容を理解いただき、安全な学校施設開放の運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本手引きは、上田市の部活動地域展開の過渡期である令和8年度についての手引きであり、令和9年度以降についてはあらためて作成するものとします。

学校体育施設の利用について

■ 趣旨

上田市部活動地域展開に関わる地域クラブの振興発展を図るため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で上田地域クラブの利用に供する。

■ 対象

上田地域クラブとして認定された団体。

■ 貸し出しについて

- 1 学校施設の利用は、当該中学校の部活動から展開した地域クラブを第一優先とする。合同で展開した地域クラブも同様とする。
- 2 上田市全域からクラブ員が集まる地域クラブについては、希望する施設に関わる当該中学校の部活動及び地域クラブの数により調整する。具体的には当該中学校の部活動及び当該中学校から展開した地域クラブの活動の曜日・時間を優先し、その後全域から集まるクラブの曜日・時間を割り当てるものとする。
- 3 認定外クラブについては認定地域クラブが使用しない場合は可とする。
- 4 令和8年度の使用割り振りについては、部活動と地域クラブが混在することから、当該中学校で行うものとする。令和9年度以降はあらためて通知する。

■ 開放日及び開放時間

体育館

○ 小学校

平日 学校の下校後～18:00

休日 土曜日は 18:00 まで 日曜日、祝日は 21:00 まで

※小学校の施設は放課後児童クラブ等の使用があるため、空き状況を当該学校に確認してください。

○ 中学校

平日 学校の下校後～19:00

休日 土曜日は 19:00 まで 日曜日、祝日は 21:00 まで

校庭

○ 小・中学校

平日 学校の下校後～18:30

休日 土曜日は 18:30 まで 日曜日、祝日は 21:00 まで

※ 開始時間及び終了時間は厳守すること(準備、片付け、清掃まで含む)。

※学校のリフレッシュウイーク(8/8～16) 年末年始(12/29～翌年1/3)を除きます。

※ 学校都合(行事など)や改修工事等で使用できない期間があります。また、学校教育活動を優先するため、開放時間を変更させていただく場合があります。

■ 令和8年度における利用までの流れ

- ✓ STEP1 ・・> 上田市地域クラブ活動推進協議会事務局において地域クラブの申請書をもとに、活動場所の希望を集約
- ✓ STEP2 ・・> 上田市地域クラブ活動推進協議会事務局から、各中学校に利用を希望している地域クラブ名を通知する。同じ中学校に希望が重なった場合は、当該学校から展開した地域クラブを優先し、その他の地域クラブはクラブ間で話し合いにより調整する。
- ✓ STEP3 ・・> 各中学校において使用の曜日等を決定する。学校から展開する地域クラブには当該学校から通知し、その他の地域クラブについては事務局から通知する。

■ 使用料

令和8年度については、開放時間内の施設使用料及び電灯使用料は無料とする。

■ 申請手続き及び鍵の貸出及び返却

- 1 当該学校の事務室へ行き「使用許可申請書」を受け取り、必要事項を記入して、学校へ提出する。(3か月分申請可能)
- 2 申請の際にキーボックスの暗証番号を聞き、使用状況報告書を受け取る。
- 3 会場に着いたらキーボックスから入り口の鍵を取り出し開錠する。
(時間によっては開いている場合がある)
- 4 使用後は施錠をし、キーボックスに鍵を返す。
(次の利用者がある場合も、紛失防止のため、一旦キーボックスに返却する)

※ 暗証番号等の鍵の管理については成人の指導者の責任において行っていただくとともに、クラブ内であっても番号を知る人は最小限にとどめるなど、適切な管理を行う。暗証番号は年度ごとに更新を行う。

■ 学校施設使用状況報告書の提出

「学校施設使用状況報告」に必要事項を記入し、学校のポストへ入れる。

■ その他

- ◇ 学校行事や改修工事等により、急遽利用中止とする場合がありますのであらかじめご承知おきください(代替日・代替施設の用意はございません)。
- ◇ 校庭は、降雨等によりコンディションが悪い場合は使用を控えてください。判断に迷う場合は、直接学校に問い合わせてください。

災害発生時の対応について

災害発生時は、学校は『避難所』となります。

災害が発生し学校が避難所となった場合、学校開放の利用は即中止し、安全を最優先とし適切な避難行動をとってください。学校が避難所となった場合は、災害が収束した後避難所が閉鎖され、安全に学校開放が行えるようになるまで、開放は中止となります。

また、『上田市メール』や『上田市公式 Twitter』、『上田市公式 LINE』では、避難情報、気象関連情報、地震関連情報等の情報を配信しています。以下の QR コードから登録が可能です。



学校体育施設の利用における基本的な遵守事項

■ 施設の利用

- 1 申請の目的以外に使用しないこと
- 2 利用の権利を他に譲渡したり、転貸したりしないこと
- 3 施設の現状を変更した場合は必ず原状復帰をすること(例:固定されているサッカーゴールを移動した場合、必ず元の位置に戻し、固定する)
- 4 体育館内で、ボールを蹴る行為及び壁面に強くボールを当てる行為は絶対にしないこと
- 5 施設及び用具の安全を確認のうえ、利用すること
- 6 バスケットボールにおいて、ダンクシュートは絶対に行わないこと(設備が破損します)
- 7 照明を使用する場合は、利用終了後に必ず消灯すること
- 8 利用時間を厳守すること(準備・片付けも利用時間に含む)
- 9 施設及び用具を破損したときは、学校施設使用状況報告書にその旨を記入し、利用者の責任において修繕を行うこと
- 10 児童、生徒の物品の紛失または破損については、学校に状況説明をし、学校側との協議のうえ対応すること
- 11 18歳未満の子どものみでの利用はしないこと(鍵の持出し、返却も同様)
- 12 小さい子どもが会場にいる場合、保護者の目が行き届く範囲で行動をすること
- 13 水分補給を可とするが、施設に支障のないようにすること
- 14 使用後は、学校教育に支障のないように清掃(アリーナ、器具庫、トイレなど)を行い、利用時に出たごみは必ず持ち帰ること
- 15 重大事故等が発生した場合、直ちに適切な措置を講じるとともに、市・警察・消防等、関係機関に連絡をすること
- 16 体育館では必ず上・下履きの区別をすること

- 17 鍵の返却や施錠等、鍵管理を適正に行うこと 代表者がキーボックス暗証番号の管理を行い、他団体には絶対に教えないこと 鍵の管理(開け閉め含む)は成人の指導者が行うこと
また、団体内で番号を知る人は必要最低限に努めること
- 18 学校ごとの注意事項を遵守すること
- 19 学校施設使用状況報告書は、使用后、当日のうちに学校へ提出すること
- 20 学校生活に支障がでないように十分に配慮し、学校施設を利用すること

■ 禁止行為

- 1 火気の使用
- 2 学校敷地内での飲酒・喫煙
- 3 近隣住民に迷惑をかける行為
- 4 駐車指定場所以外への車両の乗り入れ、駐車
※ 特に、校庭への乗り入れが禁止されている学校では、絶対に乗り入れをしない
- 5 利用を承認された場所以外への立ち入り
※ 以上の遵守事項に違反があった場合や、適切な施設利用に御協力いただけない場合等は、一時的な利用停止の措置を取らせていただく場合があります。

その他学校開放に関する情報

■ 令和8年度 学校情報(令和8年2月時点の予定。変更になる可能性があります)

◇ 小学校

* 神科小学校・・・> 第五中部活動で使用するため、月～金は19:00～21:00の貸出しとなります。

◇ 中学校

* 第五中学校(体育館)・・・> 改築工事のため、上野が丘社会体育館を代替体育館とします。

* 第五中学校(校庭)・・・> 改築工事のため、令和9年度末(予定)まで校庭の使用が不可となります。

No	学校種別	学校名	開放施設数					鍵の貸し出し	
			校庭	体育館	トレーニング*	卓球場	武道場	校庭	体育館
1	小学校	清明小		1					ボックス
2	小学校	東小		1					ボックス
3	小学校	西小	1	1				ボックス	ボックス
4	小学校	北小	1	1				ボックス	ボックス
5	小学校	城下小		1					ボックス
6	小学校	塩尻小	1	1				ボックス	ボックス
7	小学校	川辺小	1	1				ボックス	ボックス
8	小学校	神川小	1	1				ボックス	ボックス
9	小学校	神科小		1					ボックス
10	小学校	豊殿小	1	1				ボックス	ボックス
11	小学校	東塩田小		1					ボックス
12	小学校	中塩田小		1					ボックス
13	小学校	塩田西小	1	1				ボックス	ボックス
14	小学校	浦里小		1					ボックス
15	小学校	川西小		1					ボックス
16	小学校	南小	1	1				ボックス	ボックス
17	中学校	第一中	1	1		1	1	ボックス	ボックス
18	中学校	第二中		1		1			ボックス
19	中学校	第三中	1	1			1	ボックス	ボックス
20	中学校	第四中	1	1		1	1	ボックス	ボックス
21	中学校	第五中		1				ボックス	ボックス
22	中学校	塩田中	1	2	1			ボックス	ボックス
23	中学校	第六中	1	1			1	ボックス	ボックス

■ 重大事故発生時の緊急連絡先

消 防 ・ 救 急 … > 119
 上 田 警 察 署 … > 110
 上 田 市 役 所 … > 0268-22-4100
 教育施設整備室 … > 0268-23-6772

■ 市内小中学校(旧上田市)AED 設置箇所

No	学校種別	学校名	住 所	施設電話番号	AED 設置場所
1	小学校	清明小	大手 2-4-41	0268-22-0804	体育館入口
2	小学校	東小	材木町 1-10-13	0268-22-0105	正面玄関廊下
3	小学校	西小	常磐城 5-1-53	0268-22-0419	正面玄関廊下
4	小学校	北小	中央北 3-1-52	0268-23-1621	職員昇降口壁面
5	小学校	城下小	諏訪形 928-2	0268-23-0708	正面玄関エントランス
6	小学校	塩尻小	上塩尻 219	0268-22-1904	正面玄関の廊下右側保健室の壁面
7	小学校	川辺小	上田原 367	0268-22-5008	保健室前廊下
8	小学校	神川小	国分 1386	0268-22-5302	正面玄関横
9	小学校	神科小	住吉 386-1	0268-22-0652	①体育館入口 ②保健室外の入口右側壁面
10	小学校	豊殿小	芳田 968-1	0268-22-4004	保健室前廊下
11	小学校	東塩田小	古安曾 1113	0268-38-2717	体育館入口
12	小学校	中塩田小	中野 93	0268-38-2515	正面玄関入口
13	小学校	塩田西小	山田 476-1	0268-38-0900	正面玄関横
14	小学校	浦里小	浦野 237	0268-31-2001	体育館内ステージ南側壁面
15	小学校	川西小	仁古田 508	0268-31-2014	体育館入口
16	小学校	南小	中之条 485	0268-25-3721	体育館
17	中学校	第一中	国分 200	0268-21-2680	保健室外の入口向かって左側壁面
18	中学校	第二中	大手 1-1-45	0268-22-0103	社会体育入口正面壁面
19	中学校	第三中	中央北 3-3-62	0268-22-1622	昇降口
20	中学校	第四中	諏訪形 1200	0268-22-2753	第一校舎(北側)正面玄関
21	中学校	第五中	上野 441	0268-22-3076	正面玄関内(五中)、入口(上野が丘)
22	中学校	塩田中	中野 377	0268-38-2501	①第一体育館入口左側壁面(2階) ②保健室入口右側廊下壁面
23	中学校	第六中	小泉 21-1	0268-22-4119	職員玄関入口ホール

(参考)日本救急医療財団 全国 AED マップ

URL : <https://www.gqzaidanmap.jp/>



QR コードからアクセスできます

学校開放において特に注意していただきたいこと

1 照明の消し忘れ

照明の消し忘れが多数発生しております。利用後は、スイッチが OFF になっているか確認を行い、確実に消灯したことを確認してお帰りください(特に共用部分)。

消し忘れがあった場合は、消し忘れ発覚時点までの電灯使用料をお支払い頂きます。

2 鍵の取り扱い

(1)鍵の紛失

キーボックスが空いた状態で放置され、鍵が紛失する事態が発生しています。鍵の紛失は極めて危険です。紛失した場合は、安全のためシリンダー交換をしますので、その費用を負担していただきます。児童生徒の安全が確保できない場合は、学校開放が行えなくなる可能性もありますので、管理の徹底をお願いします。

(2)キーボックス暗証番号や鍵の管理

毎年度、何らかの形でキーボックスの暗証番号が漏えいしていると思われるケースがあります。各団体の代表者の皆様には、番号は責任を持って管理すること、同じ団体内であっても番号を知る人は必要最低限に留めること、児童・生徒には知らせないこと、鍵の管理は成人の指導者が行うことの徹底をお願いいたします。

(3)鍵の複製

過去に、ある学校で鍵が複製されていたケースが確認されました。

鍵の複製は、言うまでもなく施設利用上重大な違反であるとともに、学校における犯罪の発生にもつながります。

鍵の複製が発覚した際は、利用を禁止するとともに、鍵交換にかかる一切の費用を負担していただきます。

3 施設使用状況報告書の提出

施設使用後に、施設使用状況報告書の提出がないケースが散見されます。学校施設を安全に管理運営するため、御協力をお願いします。